

# 統合庁舎建設・改修工事

# 契約の変更で2,000万円追加

平成25年9月から統合庁舎建設・改修工事が進められ、28年1月に完成しました。増築棟(新庁舎)建設・既存棟改修工事の中で、契約変更となったものが一括して上程されました。

内訳は以下のとおり

変更169項目	
増額	1億71万664円
減額	8千32万4千584円
差引	2千38万6千80円

当初の請負契約額は38億8千2百90万円でしたが、工事期間中の急激な物価上昇及び設計変更による変更契約を経て最終的な工事費は約40億7千4百万円となりました。

1.庁舎建設・改修工事費(H24年度～H27年度)

(単位：千円)

時期	内容	予算額	契約額	備考
H24.4	当初予算	3,347,550		
H24.9	補正予算 (第1回)	763,000		設計積算による増額
H25.3	補正予算 (第2回)	▲201,800		設計見直しによる減額
H25.9	当初契約		3,882,900	
H26.12	補正予算 (第3回)	170,736		
H27.2	変更契約(第1回)		170,735	物価上昇による増額
H27.12	変更契約(第2回)		20,386	設計変更による増額
	合計	4,079,486	4,074,021	

## 質疑

169項目の変更があるが、契約の段階でもう少し煮詰めた内容の契約ができなかったのか。

## 答弁

工事を進めていく中で出たものばかりであり、その都度変更が妥当かどうかの協議をしたうえの変更だ。

## 質疑

アスベストの除去について、法的に問題はないのか。

## 答弁

会議室棟解体に伴うアスベストの処理は、改正前の大気汚染防止法に基づき、既存棟のアスベストの処理は、改正後の同法の規定により手続きをして行われた。また、石綿障害予防規則による届け出にも手続きはされている。

なお会議室棟については、新たに特定建築材料が天井裏から検出されたことで関係機関に届け出を追加していることから、施工者による届け出義務は果たしていると理解している。作業についても事前に関係機関による立ち入りも受けており、アスベストが外部に流出しないように作業基準なども遵守していた。法的に問題はない。

## 賛成討論

設計変更による契約変更は、国においても工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドラインが示されており、工事の際に設計変更や契約変更が適切にできるようにするためのもの。市は、工事請負契約変更事務取扱要領により事務処理をしている。

## 反対討論

統合庁舎建設及び改修工事契約の変更契約については議会に随時報告すべきで、市の対応は議会軽視だ。アスベスト除去工事に関しては、十分な事前調査がされておらず法的問題がある。建設費用は市民の税金で、後決裁では地方自治法による二元代表制の形骸化ではないか。本契約の変更は、内容、手続においても不当だ。

## 質疑

全体庁舎工事において、当初計画から遅れての完成になった。工事費など当初計画より遅れた影響は。

## 答弁

工事費が年々上昇傾向にある中、応札業者が少なかったことやインフレスライドによる物価上昇分の増額などがある。